

地方公営企業経営セミナー

元国税局消費税課で消費税に精通した税理士が詳しく解説

地方公営企業における 消費税の基礎と実務

3 / 16
2026 月
13:30~15:00

受講料

無料

講師紹介

税理士法人
日本会計グループ



税理士
松倉一久



税理士
泉一也

公営企業の消費税申告に関して、多くの市町村の監査及び申告書作成を実施。
また、庁舎内消費税研修会を通じて、役所内の理解を向上させる活動を展開している。

第1部

1 公営企業における消費税 対応のポイント

2 会計支援自治体 質疑対応事例

第2部

1 税務署の指摘事例による 税額計算の誤り

- 課非判定の誤り
- 特定収入の判定誤り
- 企業債元金償還に係る特定収入の計算誤り

3 特定収入に係る 仕入税額控除の特例とは

- 特定収入とは何か
- 特定収入に係る仕入税額控除の特例
- 特定収入に係る仕入税額控除の特例を適用しない場合

2 地方公営企業における 消費税の仕組み

- 非課税取引、免税取引、不課税取引、課税方式の違い
- 法適用で消費税計算はどう変わらるのか
- インボイス対応・財源充当表の作り方

4 6月申告を円滑に おこなうためのポイント

- 決算から申告までのスケジュール
- 日々の会計処理の妥当性確認
- 消費税計算に必要な資料の事前準備

セミナーページの専用フォームから送信いただぐか、下記「申込書」にご記入の上、FAXにてお送りください。
申込受付後、札幌セミナー事務局より受講票を送付致します。

セミナー申込書

FAX: 011-213-7643

貴自治体名				職員数		
ご住所	〒					
T E L				F A X		
ご出席者	部署			Email		

お問い合わせ



吉岡マネジメントグループ
ビズアップ公共コンサルティング株式会社
税理士法人 日本会計グループ

札幌市中央区北6条西24丁目1-30 YMビル
TEL: 011-213-7643 担当: 秋元、秋山
【email】ksemina@yoshioka-group.jp

●今後、DM等がご不要な場合は、お手数ですが上記FAX欄に番号をご記入の上、上記FAX番号まで送信くださいますようお願いいたします。